

県内農林水産物の日米貿易協定による影響額試算

- 以下の県試算は国試算方法(R1.10.29公表)に基づいて、機械的に導き出した参考数値
 ○品目は国試算対象品目(関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目)を対象
 ○県影響額は△3.6億円～△7.2億円となった
 ○国はTPP11と日米貿易協定の各影響額を足して総合的な影響額とならないと考えている
 (基本的には、各品目の影響額が大きい方に包括されるが品目毎に内容を精査する必要がある)

[算出方法]

- ①日米貿易協定の合意内容を考慮して算出
 ②個別品目ごとに、国産品及び輸入品の価格を出発点として、原則として以下の前提により合意内容の最終年における生産額への影響を算出し、これを積み上げ、農林水産物の生産額への影響を試算した
 ・内外価格差、品質格差等の観点から、品目ごとに輸入品と競合する部分と競合しない部分に二分。
 ・価格については、原則として競合する部分は関税削減相当分の価格が低下し、競合しない部分は競合する部分の価格低下率の1/2の割合で価格が低下すると見込む。ただし、個別品目の事情により、上記①～②と異なる場合がある。
 ・生産量については、国内対策の効果を考慮

品目	国試算			県試算		
	試算の考え方	影響額 (億円)		県内生産量 (t)	影響額 (億円)	
		最小	最大		最小	最大
米	除外		除外	63,700		除外
牛肉	①ホルスタイン種は関税削減分(29.5%)価格低下 ②和牛・交雑種は乳用種の価格低下率の1/2未満(現行価格の2~4%)価格低下	▲ 237	▲ 474	3,169	▲ 1.49	▲ 2.98
豚肉	①分岐点価格(524円/kg)での輸入が9割を占める ②一般の国産豚肉は関税削減分(4.3%)価格低下 ③銘柄豚肉は一般豚肉の価格低下率の1/2未満(現行価格の0.7~1%)価格低下	▲ 109	▲ 217	7,286	▲ 1.37	▲ 2.74
乳製品	①飲料向け生乳は関税削減除外 ②チーズ向け生乳は関税削減分(29.8%)価格低下 ③バター・脱脂粉乳、生クリーム等向け生乳は関税撤廃の影響により価格低下	▲ 161	▲ 246	61,268	▲ 0.23	▲ 0.46
鶏肉	①国産鶏肉のうち業務・加工品の1/2を占める廉価品のうち冷凍のもの(生産量の約10%)の価格が関税削減分下落	▲ 16	▲ 32	29,364	▲ 0.41	▲ 0.82
鶏卵	①輸入される米国産鶏卵は主に加工卵 ②業務・加工用のうち加工卵の使用が見込まれるものの1/2(生産費の約10%)が関税削減分下落	▲ 24	▲ 48	9,569	▲ 0.10	▲ 0.20
野菜・果実	①りんご(果汁)、かんきつ類について影響が考えられ、関税削減相当分の価格低下 ②りんご(生果)の米国からの輸入量はわずかであり、影響は見込みがたい	▲ 21	▲ 44	300	-	-
農産物(小計)					▲ 3.6	▲ 7.2
合板等	除外		除外			除外
林産物(小計)						除外
あじ	除外		除外			除外
さば	除外		除外			除外
いわし	除外		除外			除外
いか	除外		除外			除外
まぐろ かつお類	除外		除外			除外
さけ ます類	除外		除外			除外
水産物(小計)						除外
農林水産物(合計)					▲ 3.6	▲ 7.2

[※出典データ] 農産物:「野菜生産出荷統計調査」、生産振興課調べ、畜産課調べ
 (注1)「-」については、米国からの輸入実績がない又はほとんどないことを考慮